

第10期 直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第10期 直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務

2 事業目的

本業務は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第10期計画」という。）」を策定するにあたり、①第9期計画の進捗管理や評価、②日常生活圏域ニーズ調査を踏まえ直方市の地域性を活かした地域支援事業の提案や人口をはじめとする介護給付費等の推計、③介護保険法等の改正内容を熟知し専門的知識を有効に活用し計画に的確に反映し、国及び県の動向や本市の高齢者の状況の把握、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の検討等、より効果的・効率的な計画策定の作業に係る支援を行うことを目的とする。

また、同計画と一体的に、認知症施策推進計画を策定するために、国の認知症施策推進基本計画や県の計画と整合性を図りつつ、地域の実情や特性に応じた具体的な施策を策定し、本市が取り組むべき課題や認知症施策の検討等、より効果的・効率的な計画策定の作業に係る支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

業務委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

第9期計画や国、県の計画等との整合性を図りつつ、直方市の課題を整理し、今後の将来像・基本方針等を明記し、協議会の意見を踏まえた第10期計画策定の作業に係る支援を行うものとする。

また、上記には、市の認知症施策の現状と課題や施策の方向を整理し、外部及び内部の会議での意見を踏まえ、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた認知症施策推進計画を包含する形で支援するものとする。

（1）現状分析・推計及び施策の提案

日常生活圏域ニーズ調査の分析結果や協議会の検討結果、計画期間の目標設定に関するデータを整理し、第10期計画の策定に関する支援を行うものとする。

- 第9期計画の分析、課題等についての整理
- 第10期計画に向けた現状分析、課題の抽出、新施策等の提案
- 将来人口推計（年齢・男女別等）
- 認知症高齢者の推計

- 要介護認定者・受給者推計（第1・2号・年齢・男女別等）
- 要介護認定者における認知症高齢者の数（第1・2号・年齢・男女別等）
- 介護給付費の現状分析及び推計
- 地域支援事業の現状分析及び事業選定支援
- 在宅介護実態調査等の集約・分析
データ入力有り ※調査項目20問程度、入力数は600～700件を想定
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ集約及び分析報告書作成は実施済)
- 高齢者施策の現状分析及び新施策の提案等

(2) サービス事業量推計及び保険料の検討支援

- 国（見える化システム）等の最新情報の収集・整理と県、直方市等の各種計画との調整
- 介護保険料の算定支援（地域包括ケア「見える化」システム対応）
- 国、県の依頼データ作成支援

(3) 認知症施策推進計画の策定支援

- 認知症支援等に携わる団体や本人・家族等に対する意見聴取を行い本市の認知症施策に関する現状・課題を把握するための支援
※想定数：認知症支援などに携わる団体 約9団体（意見聴取時の同席を含む）
認知症の本人やその家族 約20組
- 意見聴取の項目や手法に関する提案、意見聴取実施時の資料作成、議事録作成及び結果の取りまとめを行う伴走支援
- 聴取結果に基づく課題整理及び認知症基本法に沿った施策の提案
- 認知症の人および家族の生活に根差した分野横断的かつ多様な主体との連携・協力体制構築のため、医療・福祉分野だけでなく、小売、交通、雇用等と関連した課題整理と施策の提案

※整理・分析等の手法については原則事業者の提案によるものとするが、直方市との調整を行うこと。

(4) パブリックコメントの実施支援

第10期計画（素案）等のパブリックコメント用の資料作成、提出された意見について整理し、計画への反映内容について市と協議を行う。

(5) 会議等開催への支援

第10期計画を策定するにあたり、事業者及び有識者等で構成する直方市高齢者保健福祉協

議会（以下「協議会」という。）の以下の運営支援を行うこと。

① 会議の支援

事務局の補佐として協議会に出席し、必要に応じて資料説明、質疑応答等を行うものとする。協議会は年6回程度開催予定。

② 会議資料作成等の支援

協議会の内容に即した資料作成、議事録の作成および結果整理等の業務を支援するものとする。

③ 会議資料等の発送

協議会委員への案内通知作成、会議資料等の発送準備および発送を行うものとする（11名分・年6回程度・封筒代含む）。

（6）成果品の提出

本業務の成果は、「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」として取りまとめ、次のとおり提出するものとする。

① 第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

- 冊子 100部（A4版、4色刷）
- 電子データ 1部（ファイル形式：PDF、Word）

② 第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 概要版

- 電子データ 1部（ファイル形式：PDF、Word）
- 見本品（紙媒体） 1部（音声コード読み込み確認のため）

※概要版の各ページに音声コード（Uni-Voice）を掲載すること。

（7）経費等

①費用はすべて受注者負担とする。

②写真、地図等第三者の著作物を利用する場合にかかる経費は受注者負担とする。

5 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、直方市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

6 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、直方市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに直方市の承認を受けること。

7 業務実施体制

- (1) 本業務を実施する業務実施責任者および副責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。ただし、必要に応じ直方市から業務実施責任者等の変更依頼があった場合には、速やかにこれに応じなければならない。
- (3) 受注者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者等の氏名等を直方市に通知すること。

8 打合せおよび記録

- (1) 受注者は、第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務の進捗状況に応じて、発注者へ適宜報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (3) 受注者は、発注者と打合せを行った都度、その内容について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

9 委託料の支払い

支払いは、履行確認後、受注者の請求による。

10 業務完了後の提出書類

本業務完了後、令和9年3月31日までに完成届を提出すること。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

直方市と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、直方市は契約の解除ができる。この場合、直方市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
災害その他不可抗力等、直方市および受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。
なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより、次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

1 2 権利義務の譲渡等

- (1) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

1 3 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物（第19条第1項の規定により準用される第18条に規定する指定部分に係る成果物及び第19条第2項の規定により準用される第18条に規定する一部完成部分に係る成果物を含む。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 受注者は、発注者に対して、著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 発注者は、受注者がこの契約を履行するに当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

1 4 その他特記事項

- (1) 本業務の履行に関して、受注者が直方市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその賠償の責を負うものとする。また、受託中に発生した事故、災害等による損害について、受注者およびその従業員は、直方市にその損害の請求をしない。
- (2) 受託者から引き渡しを受けた成果品に関する権利は委託者に帰属するものとする。この契約の履行にあたり生じたもの、印刷物のデジタル情報、図版、写真およびネガフィルム等については、直方市が個々に使用が可能になるよう準備し、直方市が請求したときは、直方市が指定する方法で引き渡さなければならない。
- (3) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用および運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除および期間満了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、個人情報について、直方市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに充分留意

し、漏えい、滅失および毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

- (7) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、直方市と受注者双方にて協議のうえ、決定するものとする。

1.5 問い合わせ先

福岡県直方市市民部 健康長寿課 高齢者支援係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

担当：福本

TEL 0949-25-2391

FAX 0949-24-7320

MAIL n-korei@city.nogata.lg.jp